

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年12月2日(2005.12.2)

【公開番号】特開2000-116900(P2000-116900A)

【公開日】平成12年4月25日(2000.4.25)

【出願番号】特願平10-298742

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 A

A 6 3 F 7/02 3 0 5 B

A 6 3 F 7/02 3 2 4 A

【手続補正書】

【提出日】平成17年10月14日(2005.10.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】周囲が外枠で覆われており、その外枠の内側に、遊技盤を嵌め込んだ金属製のミドル枠が設置されているとともに、そのミドル枠の後方に、合成樹脂製の機構板が設置されたパチンコ機であって、

ホールから供給された遊技球を貯留する遊技球タンクが、少なくとも一部を前記ミドル枠に係止させた状態で、前記機構板の上部に設置されている一方、

前記遊技球タンクが、遊技球貯留部に遊技球通路部を連設したものであるとともに、その遊技球通路部に、揺動自在な球ならし部材を別個に設けたものであることを特徴とするパチンコ機。

【請求項2】ミドル枠に嵌合部が設けられており、遊技球タンクの片端に嵌合突起が設けられているとともに、

遊技球タンクが、嵌合突起をミドル枠の嵌合部に嵌合させた状態で、機構板の上部に設置されていることを特徴とする請求項1に記載のパチンコ機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

【課題を解決するための手段】

かかる本発明のうち、請求項1に記載された発明の構成は、周囲が外枠で覆われており、その外枠の内側に、遊技盤を嵌め込んだ金属製のミドル枠が設置されているとともに、そのミドル枠の後方に、合成樹脂製の機構板が設置されたパチンコ機であって、ホールから供給された遊技球を貯留する遊技球タンクが、少なくとも一部を前記ミドル枠に係止させた状態で、前記機構板の上部に設置されている一方、前記遊技球タンクが、遊技球貯留部に遊技球通路部を連設したものであるとともに、その遊技球通路部に、揺動自在な球ならし部材を別個に設けたものであることにあ。

また、請求項2に記載された発明の構成は、請求項1に記載された発明において、ミドル枠に嵌合部が設けられており、遊技球タンクの片端に嵌合突起が設けられているとともに

に、遊技球タンクが、嵌合突起をミドル枠の嵌合部に嵌合させた状態で、機構板の上部に設置されていることがある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

【発明の効果】

請求項1に記載されたパチンコ機は、遊技球を貯留する遊技球タンクが、少なくとも一部をミドル枠に係止させた状態で、機構板の上部に設置されているので、遊技球タンクの設置強度が高く、遊技球タンクの設置部位が損傷したりしない。

また、遊技球タンクが、遊技球貯留部に遊技球通路部を連設したものであるとともに、その遊技球通路部に、搖動自在な球ならし部材を別個に設けたものであり、球ならし部材が遊技球通路部と別個に振動するため、きわめて効果的に、遊技球通路部内における遊技球の凝集を防止し、遊技球タンク内の遊技球をスムーズに遊技球払出装置へ送出することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】削除

【補正の内容】